

次期介護保険料について

第1号被保険者は、保険給付費の「22%」を負担することとされています。
本計画で見込んだ今後3年間の給付費を賄うための介護保険料を算定します。

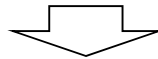
1 給付費見込み

- 居宅系サービスについては、平成24～26年度の各サービスの利用実績（利用率）をもとに、計画期間における要支援・要介護認定者の伸びを勘案して推計しました。（計画109・110ページ）
- 施設・居住系サービスについては、第3章「介護保険関連施設等の整備」の各施設基盤の整備目標に基づく定員の増加及び本市被保険者の利用率の伸びを勘案して推計しました。（計画108ページ）
- 地域支援事業については、平成26年度までの各事業の実施状況や総合事業を勘案して推計しました。（計画115・116ページ）

■ 給付費の推計（計画116ページ）

※前回会議でお示しした給付額については、介護報酬改定や費用負担の見直しに伴う修正等により、下記のとおり変更となりました。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
介護保険給付費	33,022	34,359	36,094	103,475



区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
介護保険給付費	32,068	33,156	34,843	100,067

2 保険料負担割合の変更

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正により、第1号被保険者の負担割合が現行の「給付費の21%」から、「給付費の22%」に変更されました。

3 介護報酬の改定

国において、介護職員の処遇改善の確保、介護事業者の経営状況等を踏まえ、介護報酬の改定率を△2.27%とすることが平成27年1月14日、決定されました。これに基づき、本市の改定率を同様に△2.27%と見込み、その影響に伴う給付費の減少分を加味し介護保険料を算定しました。

4 基金の活用

平成26年度末の市準備基金の残高は1.5億円程度と見込まれます。給付費が予想以上に増加した場合や保険料収入が予想外に減少したときのために留保し、今計画においては、基金の活用はしません。

5 介護保険料の段階設定の見直し

現行の段階設定を踏襲する方向で検討してきましたが、介護保険法施行令の改正に伴い、国の標準段階設定を踏まえることとし、かつ、他市の状況や高所得者に対する応能負担を考慮した上で、第11段階を設定し、課税層の多段階化を図ります。併せて、保険料乗率の見直しを行い、全体の上昇抑制と非課税層・課税層の均衡が取れた段階設定とします（別紙参照）。

6 公費による軽減強化

第1段階に該当する低所得者に対しては、国が1/2、県及び市がそれぞれ1/4負担することにより、最大で乗率0.05の軽減を図ります。

7 次期介護保険料基準額の増加内訳

(参考)

第5期計画(現在)基準額	第6期計画(次期)基準額	増加金額	増加割合
4,880円	5,490円	+610円	12.50%

○保険料基準額の増加内訳

増加の要因	
サービス利用率の増加分	+317円
保険料負担割合の変更(21%→22%)	+221円
施設の整備による増加分	+256円
介護報酬改定による減少分	△111円
段階設定・乗率変更による減少分	△73円
合計	+610円

[次期介護保険料（平成27年度から平成29年度）]

段階	対象者	介護保険料額 (月額)		現行との比較 増加額	H27対象者 推計人数
第1段階	生活保護受給者、又は老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.45	2,470円	+274円 (現第1段階) ※公費による軽減(△0.05)により、実質±0円となる	15,868人 (14.79%)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円以下	基準額×0.675	3,705円	+411円 (現第3段階)	7,187人 (6.70%)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.75	4,118円	+458円 (現第4段階)	7,490人 (6.98%)
第4段階	世帯の中に市民税課税者があり、本人は市民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.875	4,803円	+533円 (現第5段階)	17,360人 (16.18%)
第5段階 (基準額)	世帯の中に市民税課税者があり、本人は市民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額	5,490円	+610円 (現第6段階)	16,534人 (15.41%)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.15	6,313円	+823円 (現第7段階)	14,235人 (13.27%)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上かつ190万円未満	基準額×1.275	6,999円	+899円 (現第8段階)	12,637人 (11.78%)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上かつ290万円未満	基準額×1.50	8,235円	+915円 (現第9段階)	8,991人 (8.38%)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上かつ400万円未満	基準額×1.55	8,509円	+1,189円 (現第9段階)	3,140人 (2.93%)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上かつ1,000万円未満	基準額×1.75	9,608円	+1,068円 (現第10段階)	2,832人 (2.64%)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上	基準額×1.80	9,882円	+1,342円 (現第10段階)	1,007人 (0.94%)